

墨田区長 あて

開設者氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

検 査 結 果 届 出 書

医療法施行細則第 16 条第 4 項の規定により、下記のとおり自ら行った検査の結果を届け出ます。  
記

1 検査実施者職・氏名			
2 検査実施年月日	年 月 日		
3 一部変更(開設)許可(届出)書年月日及び番号	年 月 日 第 号		
4 検査実施項目及び検査結果		図面照合	適 合・不適合
		掲示事項	済 ・未 済
		添付書類	済・未済・不要
		図面照合	適 合・不適合
		掲示事項	済 ・未 済
		添付書類	済・未済・不要
		図面照合	適 合・不適合
		掲示事項	済 ・未 済
		添付書類	済・未済・不要
		図面照合	適 合・不適合
		掲示事項	済 ・未 済
		添付書類	済・未済・不要
	図面照合	適 合・不適合	
	掲示事項	済 ・未 済	
	添付書類	済・未済・不要	
5 備 考			

※ 裏面の注意事項をよく読んでから記入してください。

## 第 22 号の 2 様式(裏)

### (注意事項)

- 1 この届出書は、医療法第 27 条の検査について、自主検査を希望する場合に、使用許可申請書(第 21 号様式又は第 22 号様式)に添付してください。  
なお、1 の使用許可申請書に係る検査項目の一部のみを自主検査によることはできません。
- 2 「4 検査実施項目及び検査結果」欄は、変更する構造設備ごとに記載してください(記載欄が不足する場合は、この届出書の用紙を追加して用いてください。)  
なお、当該欄に掲げた各構造設備については、以下の要件を満たす必要があります。
  - (1) 現状が、使用許可申請書(第 22 号様式)に添付した図面と相違ない。
  - (2) 一1 室の使用目的を変更等する場合において、各室の用途表示を行っている(医療法施行細則第 15 条第 1 項)。
  - (2) 一2 使用室の構造設備の変更を伴わずにエックス線装置以外の放射線装置のみを変更・追加する場合において、標識類(管理区域・使用中表示・患者注意事項・従事者注意事項)が整備されている。
  - (3) 使用許可申請書に係る変更項目で、別途建築基準法、消防法等による検査等を受けているものについては、その内容を確認することができる書類を添付している。

※ (1)の要件が満たされている場合は「図面照合」欄の「適合」を、それ以外の場合は「不適合」を、(2)の要件が満たされている場合は「掲示事項」欄の「済」を、それ以外の場合は「未済」を、(3)の書類を添付している場合は「添付書類」欄の「済」を、添付していない場合は「未済」を、添付する必要がない場合は「不要」をそれぞれ○で囲んでください。  
また、「不適合」又は「未済」を○で囲んだ場合は、その理由等を「5 備考」欄に記載してください。
- 3 工事を伴わない病室内の病床数の減少等や開設者の変更に伴い形式的に新規開設となる場合については、「4 検査実施項目及び検査結果」欄には記載せず、「5 備考」欄に「必要な基準を満たし、実際に使用可能な状態にあることを確認した。」と記載してください。
- 4 使用許可証を交付した後に、医療法の構造設備に関する規定に違反する事実が判明した場合は、同法第 24 条の規定による施設の使用制限命令等を受けることとなりますので、検査は慎重に行ってください。